別表第二十三号の表中「設備規則第49条の15の２第１項に規定する陸上移動局の無線設備　ＤＡＰＴ」を「設備規則第49条の15第１項に規定する陸上移動局の無線設備　ＤＡＰＴ」に改める。

○総務省告示第三百四十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更する。

平成二十一年六月三十日

総務大臣　佐藤　勉

第２の第２表中

「820－830	移動	Ｊ58Ｃ	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10－２による。」
830－831.5	移動	Ｊ58Ｃ	電気通信業務用（携帯無線通信用、空港無線電話用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10－２による。電気通信業務用（空港無線電話用）の無線局によるこの周波数帯の使用は、885－886.5MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年５月31日までに限る。
831.5－832	移動	Ｊ58Ｃ	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10－２による。」

を

「820－832	移動	Ｊ58Ｃ	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10－２による。」

に、

「885－886.5	移動	Ｊ58Ｃ	電気通信業務用（携帯無線通信用、空港無線電話用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10－２による。電気通信業務用（空港無線電話用）の無線局によるこの周波数帯の使用は、830－831.5MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年５月31日までに限る。
886.5－893	移動	Ｊ58Ｃ　Ｊ74Ａ　Ｊ58	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10－２による。」

を

「885－893	移動	Ｊ58Ｃ	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10－２による。」

に

改める。

○総務省告示第三百四十四号

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第二十七条第六号の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百三十二号（電気通信主任技術者養成課程の実施要目を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月三十日

総務大臣　佐藤　勉

本則を次のように改める。

一　面接等授業の場合

１　毎日授業（電気通信主任技術者規則第二十七条第六号に規定する授業科目のものをいう。以下同じ。）を行うこと。ただし、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日についてはこの限りではないこと及び総務大臣が他の授業の方法によることが適当と認めた場合は、その方法によること。

２　一日の授業時間は、三時間以上六時間以内の時間とすること。ただし、総務大臣が他の授業時間によることが適当と認めた場合は、その授業時間によること。

３　授業の時間割は、標準として、授業時間の単位を六十分又は九十分の時間とし、かつ、一日の一の授業と次の授業との間に適切な休憩時間をとること。

４　授業科目別の授業要領は、電気通信主任技術者規則第九条に規定する試験科目の国家試験に合格するに十分な知識及び能力を養うことを目標として、電気通信主任技術者規則第三章に規定するところによるほか、別表第一号及び第二号に掲げるところによること。

二　メディアを利用して行う授業の場合

１　授業科目別に講師を配置し、設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を行うものであること。

２　授業科目別に受講者の修得状況を確認するための中間試験を実施するものであること。

３　受講者の学習履歴や進ちょく状況などを管理し、進ちょく状況が良好でない受講者に対して指導を行うものであること。

４　受講者による授業に利用するメディアへの接続が集中した場合においても学習活動に支障を来すことがないよう、当該メディアの利用状況を管理するものであること。

５　授業科目別の授業要領は、前項第四号に掲げるところによること（授業時間数を除く。）。別表第一号伝送交換設備及び設備管理の項中「伝送交換設備のセキュリティ管理」を「セキュリティ管理」に改める。

別表第二号線路設備及び設備管理の項を次のように改める。

線路設備及び設備管理	線路設備	線路設備の概要	通信ケーブルの概要	百二十五時間以上
			通信土木設備の概要	
			インタフェース技術の概要	
		線路設備の設備管理	通信ケーブルの維持及び運用	百五十時間以上
			通信土木設備の維持及び運用	
			水底線路の維持及び運用	
		セキュリティ管理	セキュリティ管理の概要	二十五時間以上
			セキュリティ対策	

○総務省告示第三百四十五号

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第二十五条第五号の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十五号（工事担任者規則第二十五条第五号の規定に基づく養成課程の実施要目）の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月三十日

総務大臣　佐藤　勉

本則を次のように改める。

一　面接授業の場合

１　毎日授業（工事担任者規則第二十五条第五号に規定する授業科目のものをいう。以下同じ。）を行うこと。ただし、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日についてはこの限りではないこと及び総務大臣が他の授業方法によることが適当と認めた場合は、その方法によること。

２　一日の授業時間は、三時間以上六時間以内の時間とすること。ただし、総務大臣が他の授業時間によることが適当と認めた場合は、その授業時間によること。

３　授業の時間割は、標準として、授業時間の単位を六十分又は九十分の時間とし、かつ、一日の一の授業と次の授業との間に適切な休憩時間をとること。

４　授業科目別の授業要領は、工事担任者規則第七条に規定する試験科目の国家試験に合格するに十分な知識及び技能を養うことを目標として、別表第一号から別表第三号までに掲げるところによること。